

## 只見町農業委員会の委員の選任等に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）及び只見町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成28年只見町条例第15号）に基づき、農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の選任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(候補者の推薦及び募集)

**第2条** 農業委員会法第9条第1項の規定による農業委員の候補者（以下「候補者」という。）の推薦及び募集の方法は、次のとおりとする。

(1) 町内の地区又は全域からの推薦

(2) 団体等からの推薦

(3) 一般募集

2 候補者の推薦及び募集に当たっては、推薦及び募集の期間、届出方法その他必要な事項について、町ホームページ、広報紙等により公表するものとする。

3 推薦及び応募の届出期間は、公表の日から28日以上期間を定めるものとする。

(候補者の資格)

**第3条** 候補者は、農業委員会法第8条第1項及び第4項の規定を満たす者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町内に住所を有する者を基本に、町外に住所を有する者も妨げない。

(2) 町職員でない者

(推薦の手続)

**第4条** 第2条第1号及び第2号の規定による推薦の手続は、次のとおりとする。

(1) 町内の地区及び団体等からの推薦にあつては、当該地区及び団体等の代表者が文書をもって推薦するものとする。

(2) 町内全域からの推薦にあつては、農業者等3名以上が連名し、当該農業者等の代表者が文書をもって推薦するものとする。

2 前項の規定により推薦するときは、別記第1号様式又は別記第2号様式により町長に届け出るものとする。

(応募の手続)

**第5条** 第2条第3号の規定による一般募集に応募する者は、別記第3号様式により町長に届け出るものとする。

(候補者の公表)

**第6条** 町長は、農業委員会法第9条第2項の規定により、前2条の規定により推薦を受けた候補者及び募集に応募した候補者に関する情報を整理し、公表するものとする。

(候補者の評価)

**第7条** 町長は、必要があると認めるときは、只見町農業委員候補者評価委員会設置規程（平成28年只見町訓令第 号）に基づく只見町農業委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に対し、候補者の評価について意見を求めることができる。

2 前項の場合において、評価委員会は、候補者の評価を行い、その結果を町長に報告するものとする。

(農業委員の任命)

**第8条** 町長は、候補者のうちから、農業委員会法第8条第5項から第7項までの規定を勘案し適当と認める者を、同条第1項の規定により只見町議会の同意を得たうえで、農業委員として任命するものとする。

(農業委員の補充)

**第9条** 町長は、罷免、失職又は辞任により農業委員に欠員が生じた場合は、この規則に定めるところにより、農業委員の補充に努めなければならない。ただし、農業委員の欠員が定数の3分の1を超えた場合は、速やかに農業委員を補充するものとする。

(その他)

**第10条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。